

介護保険給付に関するQ&A

◆訪問介護

問1 サービス提供責任者の任用要件として「3年以上介護等の業務に従事した者」とあるが、看護師及び准看護師がサービス提供責任者となる場合、その取り扱いはどうなるのか。

(答) 看護師等の資格を有する者については、介護職員初任者研修課程の一級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、3年以上の実務経験は要件としない。

根拠	○老企第25号 第3-1-1(2)⑤
----	--------------------

◆訪問看護

問2 留意事項通知において、「計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。」とされたが、看護職員による訪問についてどのように考えればか。

(答) 訪問看護サービスの「利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことを原則とする。また、「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。

根拠	○介護保険最新情報 Vol.629平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月23日)問21
----	--